

所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止する旨の公告

下記の手続については、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第17条の規定により、所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止したので、同条後段の規定により、公告する。

令和6年6月14日

盛岡地方法務局水沢支局

登記官 伊 東 博 之  
（公印省略）

記

- 1 手続番号  
第4006-2022-0026号
- 2 表題部所有者不明土地に係る所在事項  
胆沢郡金ヶ崎町永栄尊敬川原57番

所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止する旨の公告

下記の手続については、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第17条の規定により、所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止したので、同条後段の規定により、公告する。

令和6年6月14日

盛岡地方法務局水沢支局

登記官 伊 東 博 之  
（公印省略）

記

- 1 手続番号  
第4006-2022-0027号
- 2 表題部所有者不明土地に係る所在事項  
胆沢郡金ヶ崎町永栄尊敬川原59番